

14. 成年後見制度の利用促進について

(1) 成年後見制度について

成年後見制度は、判断能力の不十分な高齢者等の権利擁護、虐待防止を図る上で重要な制度であり、高齢者虐待防止法第28条において、本制度の利用促進を規定している。

平成22年の成年後見関係事件申立件数は30,079件と年々増加しており、今後、認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加していく状況を踏まえると本制度の一層の活用を図ることが必要である。

このため、各都道府県におかれては、成年後見制度の周知等についてご配慮をいただくとともに、管内市町村に対し、市町村長による申立の活用についてより一層の配慮をお願いしたい。

また、市町村長申立の必要性の高まりに対応するため、「12.認知症施策の推進」における(2)イの「市民後見推進事業」を活用することにより、市民を含めた後見活動にかかる体制整備について併せてご配慮いただくなど、成年後見制度の利用促進に積極的に取り組まれるよう、ご助言をお願いしたい。

(2) 成年後見制度利用支援事業について

成年後見制度利用支援事業は、地域支援事業交付金の事業の一つとして実施されており、成年後見制度に対する理解が不十分であることや、費用負担が困難なこと等から制度の利用ができないといった事態を防ぐために、市町村が行う成年後見制度の利用を支援する事業を対象としており、補助の対象となる事業は、

ア 成年後見制度のパンフレットの作成や説明会の開催など、利用促進のための広報・普及活動

イ 成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬に対する助成等

としている。

平成23年度における本事業の実施率は全国の保険者の約68%であり、平成19

年度の約50%から年々増加しているものの、全ての市町村で実施されている状況ではないことや、都道府県毎の実施状況においても100%～約36%と格差も見受けられること等から、各都道府県におかれては、本事業の趣旨を十分にご理解の上、管内の市町村に対して事業の周知をお願いしたい。

なお、本事業の実施に当たっては、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等が広く地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するという観点から、ア 判断能力が不十分な者に対し、福祉サービスや苦情解決制度の利用援助等を行う社会・援護局所管の「セーフティネット支援対策等事業の実施について（平成17年3月31日社援発第0331021号）」に基づき実施している日常生活自立支援事業など他の権利擁護に関連する事業

イ 市町村社会福祉協議会、司法書士会（リーガルサポート）、社会福祉士会（ぱあとなあ）、日本弁護士連合会などの高齢者・障害者の権利擁護に携わる各種団体との円滑な連携を図るよう併せて周知願いたい。